

## (5) 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成25年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
	(海上危険業務手当)	第8条 海上危険業務手当は、職員が漁業取締船、水産試験船又は実		(海上危険業務手当)	第8条 海上危険業務手当は、職員が漁業取締船、水産試験船又は実

<p>習船に乗り組み、次に掲げる業務（以下「海上危険業務」という。）に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第4条に規定する<u>注意報若しくは警報、同令第5条に規定する特別警報又は同令第6条に規定する警報（第19条第1項において「警報等」という。）</u>のうち航海において危険と認められるものが行われている期間に行われる巡視（第13条に規定する取締等業務手当に係るものを除く。）、試験調査、実習又は講習のための航海の業務</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>習船に乗り組み、次に掲げる業務（以下「海上危険業務」という。）に従事したときに支給する。</p> <p>(1) <u>注意報及び警報（気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第4条又は第5条に規定する注意報及び警報をいう。以下「警報等」という。）</u>のうち航海において危険と認められるものが行われている期間に行われる巡視（第13条に規定する取締等業務手当に係るものを除く。）、試験調査、実習又は講習のための航海の業務</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)</p>	
<p>第2条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。</p>	
<p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>	
<p>改正後</p> <p>(警備艇運航手当)</p> <p>第11条 警備艇運航手当は、次のいずれかに該当する期間に職員が警</p>	<p>改正前</p> <p>(警備艇運航手当)</p> <p>第11条 警備艇運航手当は、職員が警察活動のため警備艇の運航の作</p>

察活動のため警備艇の運航の作業に従事したときに支給する。

(1) 略

(2) 当該作業において危険と認められる気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第4条に規定する注意報若しくは警報、同令第5条に規定する特別警報又は同令第6条に規定する警報が行われている期間

2 略

業に従事したとき（次の各号のいずれかにかに該当するときに限る。）  
に支給する。

(1) 略

(2) 気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第4条又は第5条に規定する注意報及び警報のうち運航作業において危険と認められるものが行われている期間

2 略

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。